# 四日市公害と住民の権利(公害と人権⑤)

1，　いのちと健康

この小見出しを掲げるとき、脳裏に去来するのは、夜ほてる身体をもてあまし、氷の袋を手に持ち口にほおばりながら、裸足でひんやりするアスファルトを歩くコンビナート労働者の N さんの姿です。身体を冒され、いのちを脅かされ、抜け出せず苦しんだ多くの公害患者と家族はおびただしい。公害が激しくなっても、その被害が予測されても、移転・移住の権利は保障されることはありませんでした。健康の被害に対する補償も男女差別のもと、とうとう公健法改悪で患者認定はストップされ、今日に至っています。今も患者・被害者の新たな存在はその周辺にたくさんの緩やかな健康被害が進んでいることですし、それは今も現在進行形です。

2，　くらしとアメニティ（住み心地良さ）

確かに公害のひどかった時期に比べれば、星空も見えますし、川には貝や魚も戻ってきました。しかし、白砂青松の海岸線はほんの少し残されただけですし、例えば松林を復元するとかそんな企業や行政からの提案もありません。

公害裁判の後、子どもたちの将来を心配した磯津の母親たちの思いは裁判として保証されたのではなく理不尽な圧力でねじ伏せられました。裁判を受ける権利も抵抗権もまだこの地では確立し得なかったのです。しかし、自然の自浄能力は魚や鳥を取り戻してくれます。今も残された本当に少ない磯津の前の浜に砂浜を取り戻す工事がされていますが、それは景観を伴ったアメニティを取り戻すものではなく、自然景観を損ねる離岸堤と土木工事としての自然への挑戦でしかないように思えます。

3，　防災と生き残る権利

昨今の防災を勘案した計画の見直し、立案は歓迎すべきことです。しかし、住民に開かれた防災協議がされているかと言えばとても不十分です。わたしたちには「生き残る権利」があります。それを安心を持って感じるには、例えばコンビナートの埋設管がどこを通って、どれだけの腐食が進んでいるかこの目で見て避難路も考えたいのです。まだまだ企業の情報公開はテロ対策を盾に十分進んでいるとは言いがたいでしょう。

4，　自治への静かな接近

住民や地域への貢献を祭や文化祭への協力程度に考えたり、自治会長との懇談で果たしていると思ったりしている企業があるとしたらそれでは足りないでしょう。東日本大震災後、人々は垣根を越えて手をつなぐことを始めています。自治とは任せることではなく、自分の頭で考えたことを遠慮なく表明することだ、そして一致する点でみんなで一歩を歩み出すことだと気付き始めています。